特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
5	地方税に関する賦課徴収事務、調査等	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊佐市は、地方税に関する賦課徴収事務、調査等における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

伊佐市長

公表日

令和7年8月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報フ	アイルを取り扱う事務
①事務の名称	地方税に関する賦課徴収事務、調査等
	地方税法、伊佐市税条例及び伊佐市国民健康保険税条例等に基づき、①事務の名称に係る賦課事務、収納、滞納整理事務を行う。特定個人情報ファイルは、以下の事務において使用する。 【個人住民税】 1月1日現在で伊佐市に住所があり、前年に一定以上の所得があった方に対して個人住民税を課税する。税額は広く均等に負担していただく均等割額と所得に応じて負担していただく所得割額との合計額となる。なお、個人の県民税は、個人の市民税と併せて同時に計算・課税・徴収を行う。具体的には①1月1日時点の住民登録情報を把握し、課税資料を整備②前年所得の申告受付③課税資料(申告書、給与支払報告書、年金支払報告書など)の内容チェック④整備された前年の所得・控除の内容から市民税・県民税を計算 ⑤課税計算した結果を納税義務者へ通知
	(⑥普通徴収・特別徴収(給与からの天引き)・年金特別徴収(年金からの天引き)により課税 【固定資産税】 1月1日現在で伊佐市に土地・家屋・償却資産を所有している方に対して、その資産価値に応じた固定資産税を課税する。具体的には ①法務局からの登記済通知書受領 ②土地の現況調査、家屋評価調査、償却資産実地調査 ③前年中に取得、減少した償却資産の申告受付 ④土地・家屋・償却資産の異動を固定資産課税システムに入力 ⑤土地・家屋・償却資産の異動を固定資産課税システムに入力 ⑤土地・家屋・償却資産の課税標準額を計算後、名寄せ、課税計算を行い固定資産課税台帳を作成 ⑥縦覧帳簿の縦覧、固定資産課税台帳の閲覧 ⑦納税通知書、課税明細書の送付 ⑧納税義務者の宛名管理 ⑨納税義務者が死亡した場合の法定相続人調査 ①固定資産税の更正、減免等 ①固定資産税の更正、減免等 ①固定資産課税台帳登録事項証明書の交付
②事務の概要	【軽自動車税】 4月1日現在で伊佐市内に主たる定置場のある軽自動車等を所有している方に対して、軽自動車税を 賦課する。 また、身体障害者の方、公益事業に使用する車両等については、申請に基づいて軽自動車税を減免 する。具体的には ①窓口や軽自動車協会からの連絡による車両の新規登録、廃車などの異動登録 ②4月1日時点の所有車両に対して当初課税 ③課税計算した結果を納税義務者へ通知 ④口座振替や金融機関などの現金納付により徴収 ⑤申請に基づき軽自動車税の減免
	【国民健康保険税】 国民健康保険の被保険者に対し、世帯状況、所得状況に応じて国民健康保険税を算定し課税する。身体的には ①賦課に向けて、所得を確認、整備 ②課税計算した結果を納税義務者へ通知 ③納付書、口座振替や年金特別徴収(年金からの天引き)などにより課税 【収納及び滞納整理事務】 地方税の徴収事務を行う。過誤納等が生じたときは、還付又は他の滞納税などへの充当を行う。納期限までに納入・納付していない者に対して督促状を発送し、必要に応じて地方税法等に基づく滞納処分を行う。具体的には ①納税・納付義務者からの納付・納入状況の確認 ②過誤納者へ還付又は充当処理 ③納稅証明書等の発行 ④財産調査、その他調査権の行使 ⑤徴収猶予、換価猶予及び滞納処分の停止の決定 ⑥滞納処分後の換価及び配当
③システムの名称	・Acrocity(行政基本・個人住民税・固定資産税・軽自動車税・総合収納管理) ・CreMas Cloud(総合滞納) ・住民税課税支援システム(税務LAN) ・地方税電子申告支援サービス ・電子申請ASPサービス ・家屋評価システム ・中間サーバー ・MICJET(団体内統合宛名システム) ・市町村事務処理標準システム(国保) ・登記履歴管理システム(エキスパート) ・住民基本台帳ネットワークシステム

2. 特定個人情報ファイル名

- ・(個人住民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・総合収納・総合滞納)情報ファイル
- ・住民税申告情報ファイル・市民税電子申告情報ファイル
- 国税連携情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠 番号法別表24の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	第三欄(情報提供者) れる項(1、2、3、4、5、 75、76、81、83、84、86 137、138、140、141、1 168、169、170、171、1 (情報照会の根拠)	7、11、13、15、20、28、 6、87、88、89、90、91、 142、144、147、151、15 172、173の項)	55、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含ま、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、2、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、
		津に基づく条例による地	5ち、第二欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する 也方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定める

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	税務課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 税務課 鹿児島県伊佐市大口里1888番地 電話 0995-23-1311

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 税務課 鹿児島県伊佐市大口里1888番地 電話 0995-23-1311

9. 規則第9条第2項の適用]適用した

適用した理由

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	数		
評価対象の	事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年5月31日 時点	

2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
いつ時点の計数か		令和7年	5月31日 時点			
3. 重大事	3. 重大事故					
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1)発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

保護評価書の種類		
項目評価書] 施機関については、それそ	れ重点項目評価書	<選択肢> 1)基礎項目評価書 2)基礎項目評価書及び重点項目評価書 3)基礎項目評価書及び全項目評価書 3)基礎項目評価書及び全項目評価書
情報提供ネットワークシ	ステムを通じた入	・手を除く。)
[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
の取扱いの委託		[0]委託しない
[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	項目評価書] 施機関については、それぞ 情報提供ネットワークシ [+分である [+分である	項目評価書] 施機関については、それぞれ重点項目評価書 情報提供ネットワークシステムを通じた入 [+分である] [+分である] ①取扱いの委託

5. 特定個人情報の提供・移場	妘(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを通じ	た提供を除く。)]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	1]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れてし 2) 十分である 3) 課題が残されてし	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい	
7. 特定個人情報の保管・	消去			
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れてし 2) 十分である 3) 課題が残されてし	
8. 人手を介在させる作業		[]人手を介在させる作業	はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい	\ 3
判断の根拠	「マイナンバー利用事務にお は本人からのマイナンバー耳 うことを厳守している。			
9. 監査				
実施の有無	[〇] 自己点検	[] 内部監	査 [] 外部	部監査
10. 従業者に対する教育・	啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている	1	<選択肢> 1) 特に力を入れて7 2) 十分に行っている 3) 十分に行っている	
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	I]全項目評価又は重点に	頁目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によっ4) 委託先における不正5) 不正な提供・移転が6) 情報提供ネットワーク	つれるリスクへの対象 、事務に必要のない て不正に使用される をな使用等のリスクへの 行われるリスクへの クシステムを通じて クシステムを通じて ない滅失・毀損リス	策 小情報との紐付けが行われる らリスクへの対策 への対策 対策(委託や情報提供ネットワーク 目的外の入手が行われるリスク	アシステムを通じた提供を除く。) スクへの対策
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	1) 特に力を入れてし 2) 十分である 3) 課題が残されてし	าอ
判断の根拠	システムへのアクセス可能な 適切に行っている。USB使用 対策を講じていることから、 えられる。	月に関しても、使用簿	で管理しており不正な利用	を防止している。これらの

変更箇所

変更箇	所				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I −1−③システムの名称	・Acrocty(個人住民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・総合収納・総合滞納)・住民税課税支援ンステム(税務LAN)・地方税電子申告支援サービス・電子申請ASPサービス・家屋評価システム・中間サーバー	・Acrocty(個人住民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・総合収納・総合滞納)・住民税課税支援システム(税務LAN)・地方税電子申告支援サービス・電子申請ASPサービス・家屋評価システム・中間サーバー・MICJET(団体内統合宛名システム)	事後	MICJET番号連携サーバーの 追記。
平成29年4月1日	Ⅱ-1対象人数	2015/9/1	2017/4/1	事後	
平成29年4月1日	<u>いつ時点の計数か</u> Ⅱ-2取扱者数 いつ時点の計数か	2015/9/1	2017/4/1	事後	
平成30年4月1日	I -5-②所属長の役職	税務課長 吉田 克彦	課長	事後	
令和1年6月26日	Ⅳ リスク対策		新様式への変更(IVリスク対策を追加)	事後	主務省令等の改正
令和2年5月29日	全体			事後	評価の再実施
令和2年7月6日	I-1-③システムの名称	Acrocity(総合滞納)	CreMas Cloud(総合滞納)	事後	
令和3年6月25日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	令和3年9月1日に施行される番号利用法の改正による修
令和7年8月29日	I-3法令上の根拠	・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)第9条第1項及び別表第一の16の項・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」第16条	番号法別表24の項	事後	
令和7年8月29日	I-4-②法令上の根拠	*番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の模拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のう ち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1,2,3,64,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のう ち、第二欄(事務)が1地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」に該当する項(27の項)	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1,2,3,4,5,7,11,13,15,20,28,37,39,42,48,49,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,108,115,124,125,129,130,132,137,138,140,141,142,144,147,151,152,155,156,158,160,161,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173の項) (情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(青報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(青報所会)が「地方稅法その他の地方稅に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方稅の賦課徵収に関する事務であって主務省令で定めるもの」」に該当する項(48の項)	事後	
令和7年8月29日	Ⅱ-1いつ時点の計数か	令和2年5月29日 時点	令和7年5月31日 時点	事後	
令和7年8月29日	Ⅱ-2いつ時点の計数か	令和2年5月29日 時点	令和7年5月31日 時点	事後	
令和7年8月29日	I-1-③システムの名称	Acrocity(個人住民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・総合収納)	・Acrocity(行政基本・個人住民税・固定資産税・軽自動車税・総合収納管理) ・CreMas Cloud(総合滞納) ・住民税課税支援システム(税務LAN) ・地方税電子申告支援サービス ・電子申請ASPサービス ・家屋評価システム ・中間サーバー ・MICJET(団体内統合宛名システム) ・市町村事務処理標準システム(国保) ・登記履歴管理システム(エキスパート) ・住民基本台帳ネットワークシステム	事後	
令和7年8月29日	Ⅳ リスク対策		2項目の追加 8.人手を介在させる作業 11.最も優先度が高いと考えられる対策	事後	